

年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

2015
No.84

平成27年6月発行

主な掲載内容

- | | |
|---------------------------|------|
| ● 4月から年金額が変わります | 2・3 |
| ● 再就職している皆様へ(4月から9月まで) | 3 |
| ● 10月からの被用者年金制度の一元化について | 4～10 |
| ● 65歳未満で雇用保険法の給付を受けられる皆様へ | 11 |
| ● 12月の送付物の変更について | 12 |



世界遺産:カナディアン・ロッキー山脈自然公園群(カナダ)



地方職員共済組合

平成27年4月からの 年金額の改定について

総務省発表の全国消費者物価指数によりますと、平成26年の物価は、前年に比べて+2.7%となりました。

また、平成26年の名目手取り賃金変動率（物価変動率に賃金の変動等を加味したもの）は+2.3%となりました。

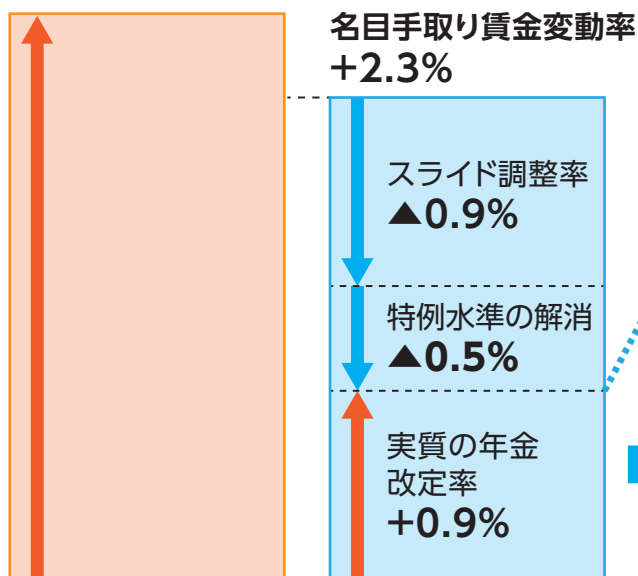
このように、名目手取り賃金変動率（2.3%）よりも物価変動率（2.7%）が高いときは、法律の規定により、年金額は名目手取り賃金変動率で改定されるため、平成27年4月からの年金額は2.3%をもとに改定されます。

これに加えて、マクロ経済スライドによる調整※¹（▲0.9%）、特例水準の解消※²（▲0.5%程度）とを合わせ、平成27年4月分からの年金額は基本的には0.9%程度の引上げとなります（生年月日等によって例外もあります。）。



例

物価変動率
+2.7%



3階部分	共済年金	職域年金相当部分	生年月日が ・昭和13年4月1日 以前生まれ ➡0.9%以上の 引上げ
2階部分		厚生年金相当部分	・昭和13年4月2日 以後生まれ ➡0.7%以上の 引上げ
1階部分	基礎年金		0.9%の引上げ

$$2.3\% - 0.9\% - 0.5\% = 0.9\%$$

名目手取り賃金変動率 スライド調整率 特例水準の解消 年金改定率

基礎年金については、一律0.9%の引上げです。ただし共済年金については、生年月日等により引上げ幅が異なります。

なお、年金額の決定過程では複数の算定方式があり、算定された方式は年金受給者個々により異なります。

そのため、算定方式の違いや端数処理により、年金の改定率には幅がありますので、上記の率を改定前の年金額に掛けても必ずしも改定後の年金額と同じにはなりませんのでご承知おきください。

※1 マクロ経済スライドについて

マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改正により導入された賃金や物価の改定率(①)を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。これにより、将来の年金受給者である現役世代の年金水準を確保することとされています。具体的には、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分を上記①の改定率より控除するものです。このスライド調整率は▲0.9%(平成27年度)となります。

※2 特例水準の解消について

平成25年9月分までの年金は、過去の物価下落にもかかわらず年金額を据え置いたことなどにより、本来の改定ルールに則った年金額(本来水準)より2.5%高い水準(以下「特例水準」といいます。)で支払われていました。

このため、平成24年に成立した法律により、特例水準の計画的な解消を図ることが定められ、その解消スケジュールに基づき、平成25年10月に▲1.0%、平成26年4月に▲1.0%(名目手取り賃金変動率と相殺し、実際は▲0.7%)の年金額改定が行われ、平成27年4月より特例水準が廃止され、解消が行われました。

再就職している皆様へ (4月から9月まで)

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給者が、厚生年金保険等に参加しながらお勤めの間は、次の計算式のとおりに、年金の一部が支給停止になります。

【年金の支給停止額の算定式】

$$\text{支給停止額(年額)} = (\text{基本月額} + \text{基準収入月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \times \frac{1}{2} \times 12\text{月}$$

この支給停止調整額は、厚生年金保険の現役男子被保険者の平均標準報酬月額を基に設定された金額ですが、法律上、賃金の変動等に応じて自動的に改定される仕組みとなっており、平成27年度は、平成26年の物価及び賃金変動率の上昇が大きかったことから、「46万円」から「47万円」に改定されました。

● 支給停止調整額が「47万円」に改定されたことによる 支給額への影響

お勤め先の給与(標準報酬月額、標準賞与額)に変更がなくても、年金の停止額が1か月あたり5千円程度少なくなります。

(給与が高く、職域年金相当部分(+加給年金額)のみの支給の方を除きます。)

● 65歳未満の方の平成27年10月以降の支給停止調整額

本誌6ページのとおりに、被用者年金制度の一元化により、65歳未満の方の平成27年10月以降の支給停止調整額は、厚生年金制度に揃えられ28万円になります。

そのため、支給停止調整額を47万円として年金の一部支給停止を算定するのは、平成27年4月分から9月分までとなります。



平成27年10月から 被用者年金制度が一元化されます

現在の被用者年金制度は、厚生年金保険制度（民間企業に勤務する人が加入）と共済年金制度（公務員、私立学校の教職員が加入）の2つに分かれています。

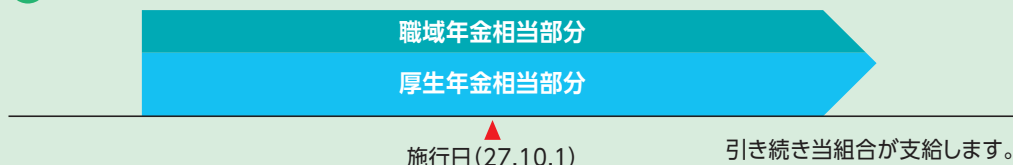
「被用者年金制度の一元化」とは、少子・高齢化が進展する中で、将来に向けた年金制度の安定性を高めるとともに、被用者年金制度全体の公平性を確保するため、共済年金制度を厚生年金保険制度に統一することをいいます。



平成27年9月30日までに受給権が発生した共済年金について

平成27年9月30日までに受給権が発生した共済年金は、原則、今までどおり当組合が支給します。また、すでに交付済みの年金証書は、平成27年10月1日以降も有効です。

例 平成27年9月30日までに受給権が発生した退職共済年金



ただし、現在65歳未満で退職共済年金を受給されている方は、取扱いが変わります。

現在の制度では、「特別支給の退職共済年金」を受ける権利は65歳で消滅し、65歳以降は「本来支給の退職共済年金」の権利が新たに発生することにより、年金が切り替わります。

そのため、一元化前(平成27年9月30日まで)に65歳に到達される方(昭和25年10月1日以前に生まれた方)には、65歳到達後は、現在の制度による「本来支給の退職共済年金」を支給します。

一方、昭和25年10月2日以降に生まれた方には、一元化後に65歳に到達することになるため、65歳到達後は、「老齢厚生年金」を支給します。



退職共済年金と老齢厚生年金の受給方法の違い

【退職共済年金を受給する場合】

職域年金相当部分の額

厚生年金相当部分の額

【老齢厚生年金を受給する場合】

経過的職域加算額

老齢厚生年金

平成27年9月以前の組合員期間を基礎として支給します。退職共済年金の職域年金相当部分の額と同じ給付率で算定します。
※平成27年10月以降の組合員期間をお持ちの方は、別途給付が発生します。

退職共済年金の厚生年金相当部分の額と同じ給付率で算定します。

どちらの場合も当組合が支給します。

制度的な差異の解消について

共済年金制度と厚生年金制度は、制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金制度に揃えることで解消されます。平成27年10月1日以降に取扱いが変更となる主な事項は次のとおりです。

●在職中であっても障害(共済)年金が受給できるようになります。

現在の制度では、障害(共済)年金の受給者が年金制度に加入して勤務をされている場合は、原則、障害(共済)年金の支給が停止されます。

一方、厚生年金制度には同様の支給停止制度が設けられていないため、平成27年10月以降、障害(共済)年金は年金制度に加入して勤務されていても支給されます(組合員として勤務されている場合は、職域年金相当部分(経過的職域加算額)の支給は停止されます。)

※複数の年金の受給権がある方で、障害(共済)年金を選択されていない場合は、併給調整により障害(共済)年金の支給は停止されます。

※現在、退職共済年金を選択されている方は、平成27年10月以降、障害共済年金に選択を変更した方が有利になる場合があることにご留意ください。

●遺族(共済)年金の転給制度が廃止されます。

遺族共済年金は、亡くなった組合員または組合員であった方が生計を維持していた①配偶者および子、②父母、③孫、④祖父母(丸数字は遺族の順位です。)が「遺族」に認定され、まず先順位の方に支給されます。その後、先順位の方が死亡や結婚などで受給権が消滅した場合、次順位の方に引き続き支給されます(これを「転給」といいます。)

一方、厚生年金制度には同様の転給制度は設けられていないため、遺族(共済)年金においても平成27年10月1日以降は、次順位者への転給制度は廃止され、従来から遺族(共済)年金において登録されていた次順位に該当する方は、年金制度上の「遺族」ではなくなります。

●遺族の年金を受けられる遺族の範囲が変更されます。

平成27年10月1日以降は現在の制度を厚生年金制度に揃えることになるため、次のとおり遺族の範囲が変更され、最も順位が高い方のみが「遺族」に認定されます。

順位	対象者	現在の制度(遺族共済年金)	平成27年10月1日以降(遺族厚生年金)
第1順位	配偶者	年齢による条件なし (夫の場合、60歳未満は停止)	夫は受給権発生時に55歳以上 (60歳未満は停止)
	子	18歳到達年度の末日までで配偶者がいない	変更なし
		受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当※(年齢による条件なし)	受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当し、20歳未満で配偶者がいない※
第2順位	父母	年齢による条件なし(60歳未満は停止)	受給権発生時に55歳以上(60歳未満は停止)
第3順位	孫	第1順位の子と同じ	第1順位の子と同じ
第4順位	祖父母	第2順位の父母と同じ	第2順位の父母と同じ

※障がい状態にある子・孫について(孫は順位が最も先順位にある方に限ります。)

「遺族共済年金」で「遺族」として認定された20歳以上の障がい状態にある子・孫は、**平成27年10月以降も引き続き「遺族」となります。**一方、平成27年10月1日以降に発生する「遺族厚生年金」では、20歳以上の障がい状態にある子・孫は「遺族」になりません。また、20歳未満の障がい状態にある子・孫も20歳に到達すると年金制度上の「遺族」ではなくなります。

在職支給停止(在職老齢年金)の 計算方法が変わります

退職共済年金の受給権者は、民間会社や公務員(組合員)として勤務をされている場合や国会議員・地方議会議員である場合は、「年金+賃金」の額が一定の基準額を超えると、年金の全部または一部の支給が停止されます。

平成27年10月以降は、この支給停止額の計算方法が、原則厚生年金と同じ方式に変わります。

なお、現時点で政令が定められていないため、今回ご案内する内容から変更となる場合もあります。



① 主な変更点

● 65歳未満の受給権者の基準額が47万円から28万円に変更されます。

※停止の対象となる月(以下「計算対象月」といいます。)における支給停止額の計算方法について

【現在の制度】

組合員である間 (年齢関係なし) (賃金+年金)>月額28万円	年金の全部又は 一部停止
厚生年金保険の 被保険者等である間 (年齢関係なし) (賃金+年金)>月額47万円	

【平成27年10月以降】

65歳未満 (賃金+年金)>月額28万円	年金の全部又は 一部停止
65歳以上 (賃金+年金)>月額47万円	

※基準額(47万円、28万円)は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

● 共済年金と厚生年金との合算額に基づいて計算します。

現在の制度では、支給停止の計算は、共済年金と厚生年金それぞれ別個に計算しています。

平成27年10月以降の支給停止の計算における「年金」は、共済年金(私学共済の年金も含みます。)と厚生年金の合算額を基に計算します。

※これまで年金の停止がない方でも、合算額によっては年金の一部が停止されることがあります。

※遡って厚生年金等が決定された場合は、支給停止の計算も遡って再計算します。再計算の結果、お支払いしすぎたことが判明した場合は、遡って返還していただくことになります。

※「年金(合算額)」は、次のとおり計算します。 $(\text{退職共済年金の額} + \text{老齢厚生年金の額}) \times 1/12$

↑ 経過的加算額(65歳以上の方)・職域年金相当部分・加給年金額を除きます。

● 計算対象となる「賃金」の取扱いが変わります。

現在の制度の「賃金」(賃金月額+年間賞与 $\times 1/12$)の額は、次のとおり計算します。

地方公務員(組合員)として勤務をされている場合

- 地方公務員は、手当率制を採用しています。
- 計算対象となる賃金月額は、原則前年5月(9月以降はその年の5月)の掛金の標準となった給料 $\times 1.25$ (手当率)となります。
- 計算対象となる年間賞与 $\times 1/12$ は、計算対象月の前月以前1年間の期末手当等の合算額の $1/12$ となります。

民間会社等(厚生年金・私学共済加入)に勤務をされている場合や国会議員・地方議会議員である場合

■計算対象となる賃金月額、計算対象月の前月の標準報酬月額となります。

■計算対象となる年間賞与×1/12は、計算対象月の前月以前1年間の標準賞与額の合算額の1/12となります。

平成27年10月以降の「賃金」(賃金月額+年間賞与×1/12)の額は、次のとおり計算します。

■計算対象となる賃金月額は、計算対象月の標準報酬月額となります。

※地方公務員(組合員)として勤務をされている場合、平成27年10月より標準報酬制になります。平成27年10月の標準報酬月額は、平成27年6月の給与(諸手当含む。)を基に決定されます。

■計算対象となる年間賞与×1/12は、計算対象月以前1年間の標準賞与額の合算額の1/12となります。

例 現在の制度と平成27年10月以降の賃金月額と年間賞与の取扱い

	再就職形態		平成26年												平成27年									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
現在の制度	(例) 計算対象月が平成27年8月分の場合																							
	再任用 (組合員)	賃金月額 年間賞与		○																				
	民間又は再任用(パート) (厚生年金等加入)	標準報酬月額 年間賞与																	○					
一元化後	(例) 計算対象月が平成27年10月分の場合																							
	平成27年10月以降	標準報酬月額 年間賞与																			○			

2 65歳未満の在職老齢年金の計算方法

「年金」と「賃金」の合計額が月額28万円を超える場合は、超えた額の1/2が停止されます。ただし、「賃金」のみで月額47万円を超える場合は、「年金」と「賃金(月額47万円)」の合計額のうち月額28万円を超えた額の1/2に加え、「賃金」のうち月額47万円を超えた全額が更に停止されます。

停止額は、次のとおり計算されます(計算の結果が「年金」と同額または上回る場合、「年金」が全額停止となります。)

年金(基本月額)

{退職共済年金+老齢厚生年金}(職域年金相当部分・加給年金額を除く)×1/12

賃金(総報酬月額相当額)

標準報酬月額+過去1年の標準賞与額の総額×1/12

「年金」と「賃金」の合計額が
月額**28万円以下**

はい

全額支給

いいえ

「賃金」が
月額**47万円以下**

はい

「年金」が
月額**28万円以下**

はい

8ページの
計算方法①へ

いいえ

「賃金」が
月額**47万円超え**

はい

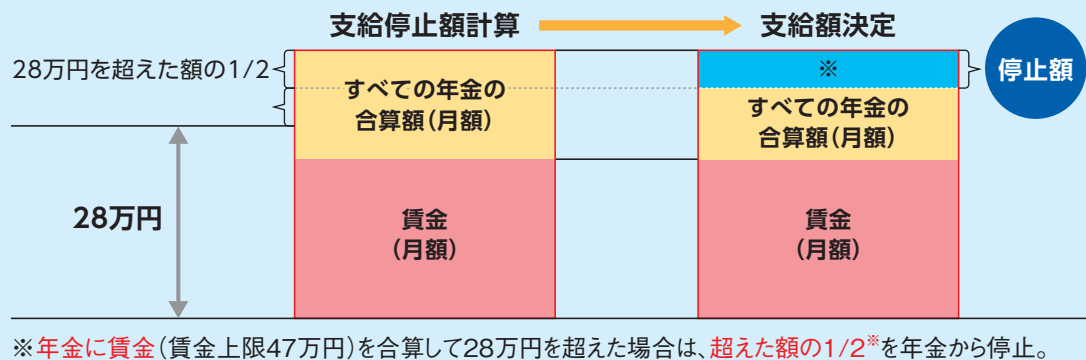
「年金」が
月額**28万円以下**

はい

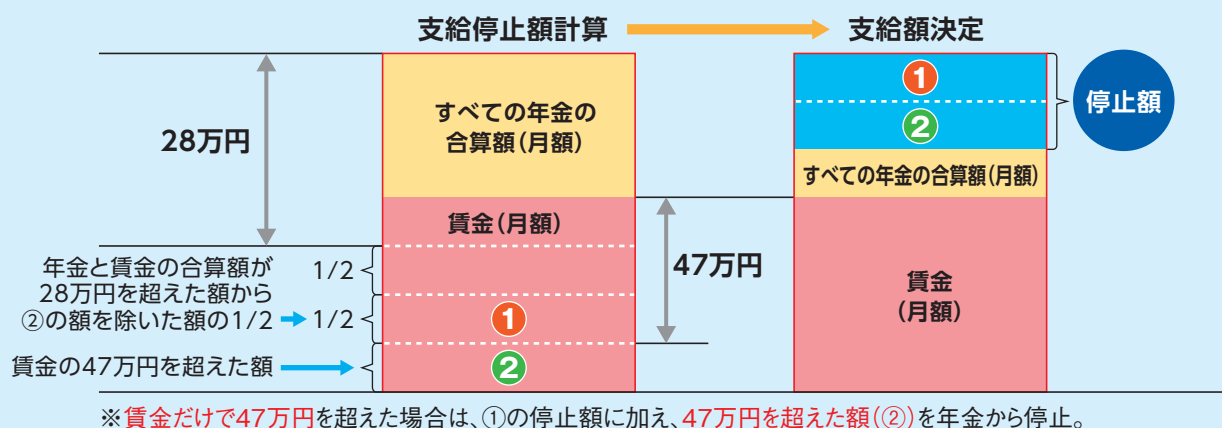
8ページの
計算方法②へ

※年金が月額28万円を超える方はほとんどいないため、ここでは省略します。

計算方法① $(\text{「年金」} + \text{「賃金」} - 28\text{万円}) \times 1/2$



計算方法② $(47\text{万円} + \text{「年金」} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{「賃金」} - 47\text{万円})$



(注1) 28万円、47万円は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

(注2) この計算方法は、厚生年金と共済年金の合算額の停止額となります。共済年金のみの停止額は、計算された停止額に厚生年金と共済年金の合計額に対するそれぞれの額の占める割合を乗じて得た額をそれぞれ停止することが予定されています。

(注3) 公務員(組合員)として勤務されている場合は、計算された停止額の他に職域年金相当部分の全額も停止される予定です。

③ 在職老齢年金の配慮措置(65歳未満)

民間会社等(厚生年金・私学共済加入)に勤務をされている場合や国会議員・地方議会議員である場合は、停止の基準額が月額47万円から月額28万円に引き下がることにより、支給額が大幅に少なくなることを想定されます。

そのため、次の対象者の方には配慮措置が設けられる予定です。

● 配慮措置の対象者

次の両方を満たす方が対象となります。

- 昭和25年10月2日以後に生まれた方で、平成27年9月30日時点で年金の受給権が発生している方
- 平成27年10月1日前から民間会社等(厚生年金・私学共済加入)に勤務をされている方や、国会議員・地方議会議員である方(公務員(組合員)として勤務をされている方のうち、他に厚生年金等を受けている方も、厚生年金等が大幅に少なくなるため対象となります。)

● 配慮措置の終了時期

次のいずれかのうち、早い時期までとなります。

- 65歳到達まで
- 現在の職場を退職するまで(厚生年金等の資格を喪失するまで)

※ 厚生年金等の資格喪失後に引き続いて資格取得した場合でも、再取得後の配慮措置の適用はありません。



●配慮措置の対象者の停止額

次の123のうち、最も小さい額が停止額となります。

1 8ページの「計算方法①」または「計算方法②」で計算した停止額

2 10%配慮措置による停止額

1の額が「年金」から一元化前の制度の停止計算式による停止額(※)を除いた額と「賃金」の合計額の10%に相当する額に一元化前の制度の停止計算式による停止額(※)を加えた額を超えるときは、一元化前の制度の停止計算式による停止額(※)と当該10%に相当する額(一元化前の制度の計算による総収入の9割を保障します。)

(※)一元化前の制度の停止計算式による停止額とは、平成27年9月時点での停止額ではありません。

○厚生年金等加入の場合

共済年金については停止の基準額47万円、厚生年金等については停止の基準額28万円それぞれ計算した停止合計額

○公務員(組合員)の場合

共済年金については停止の基準額が28万円計算した停止額(厚生年金等は現在、停止の規定がありません。)

3 35万円配慮措置による停止額

1の額が「年金」と「賃金」の合計額から35万円を除いた額を超えるときは、「年金」と「賃金」の合計額から35万円を除いた額

計算例

平成27年10月1日前から同じ職場で引き続き厚生年金に加入

標準報酬月額 22万円、賞与なし

共済年金 月額12万円(うち、職域年金相当部分2万円)

厚生年金 月額4万円

●年金(基本月額)=共済年金12万円-職域年金相当部分2万円+厚生年金4万円=14万円

●賃金(総報酬月額相当額)=標準報酬月額22万円+賞与0円=22万円

●年金+賃金=14万円+22万円=36万円

●配慮措置算定のための一元化前の停止計算式による停止額

(共済年金)「年金」+「賃金」=(12万円-2万円)+22万円=32万円<47万円 停止額0円

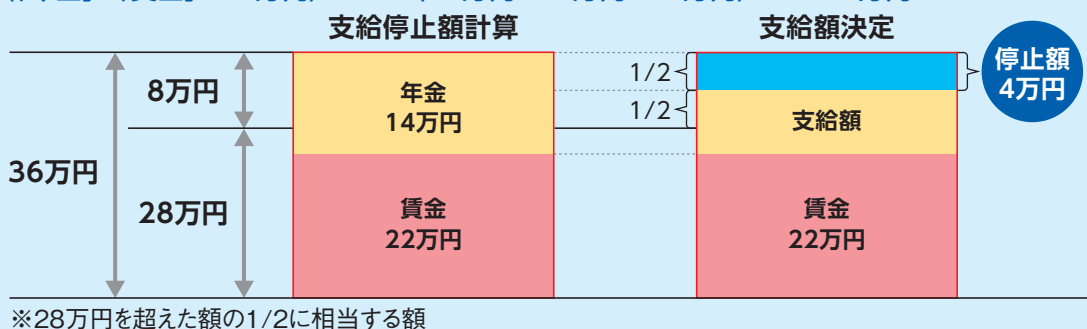
(厚生年金)「年金」+「賃金」=4万円+22万円=26万円<28万円 停止額0円

●「年金」と「賃金」の合計額が月額28万円を超え、「賃金」が月額47万円以下のため、「計算方法①」に該当



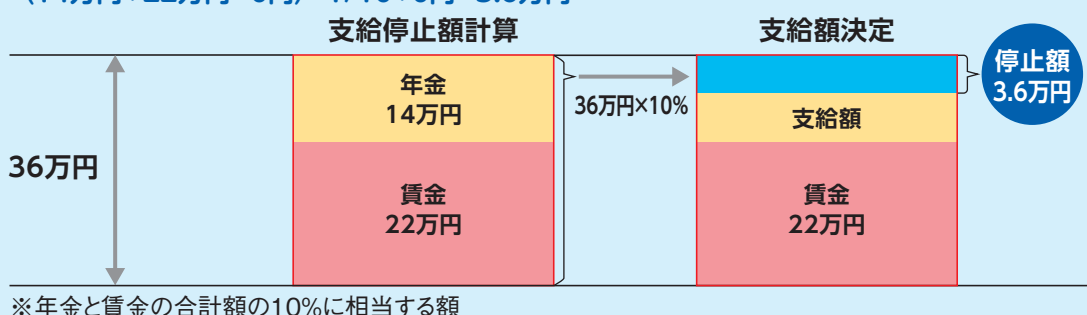
1 「計算方法①」の額

(「年金」+「賃金」-28万円)×1/2=(14万円+22万円-28万円)×1/2=4万円



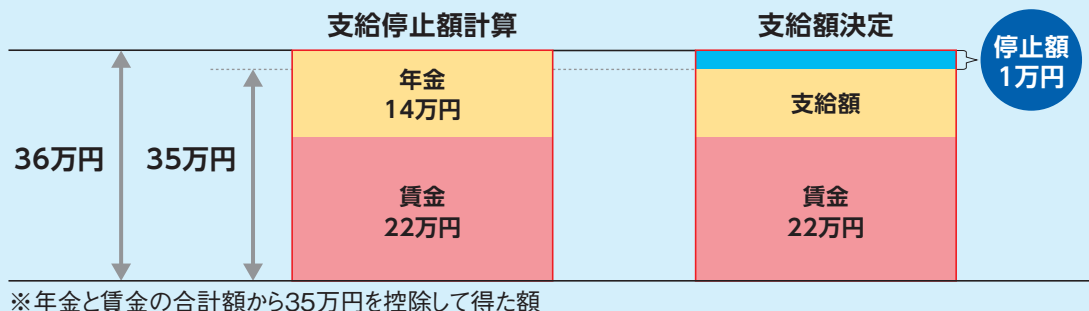
2 10%配慮措置「年金」から一元化前の制度の停止計算式による停止額を除いた額と「賃金」の合計額の10%

(「年金」+「賃金」- 一元化前の制度の停止合計額)×1/10 + 一元化前の制度の停止合計額
=(14万円+22万円-0円)×1/10+0円=3.6万円



3 35万円配慮措置 「年金」と「賃金」の合計額から35万円を控除した額

$$[年金] + [賃金] - 35万円 = 14万円 + 22万円 - 35万円 = 1万円$$



1 2 3を比較した結果、35万円配慮措置による支給停止額が最も小さいため、配慮措置適用後の停止額は、共済年金と厚生年金を合わせて**3**の月額1万円となります。(なお、配慮措置に該当しない場合は、共済年金と厚生年金を合わせて**1**の月額4万円となります。)

停止額は、12月支給分(平成27年10・11月分)から変更になります。実際の停止額等につきましては、12月中旬にお知らせします。

4 65歳以上の在職老齢年金の計算方法

「年金」と「賃金」の合計額が月額47万円を超える場合は、超えた額の1/2が停止されます。

停止額は、次のとおり計算されます(計算の結果が「年金」と同額または上回る場合、「年金」が全額停止となります。)

年金(基本月額)

$$\{退職共済年金 + 老齢厚生年金\} \times (\text{職域年金相当部分} \cdot \text{経過的加算額} \cdot \text{加給年金額を除く}) \times 1/12$$

賃金(総報酬月額相当額)

$$\text{標準報酬月額} + \text{過去1年の標準賞与額の総額} \times 1/12$$

「年金」と「賃金」の合計額が
月額**47万円以下**

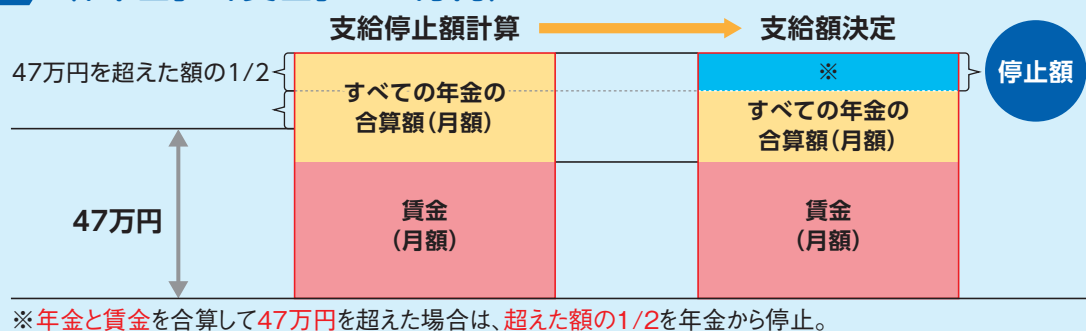
はい

全額支給

いいえ

下記の計算方法へ

計算方法 (「年金」+「賃金」-47万円)×1/2



(注1) 47万円は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

(注2) この計算方法は、厚生年金と共済年金の合算額の停止額となります。共済年金のみの停止額は、計算された停止額に厚生年金と共済年金の合計額に対するそれぞれの額の占める割合を乗じて得た額をそれぞれ停止することが予定されています。

(注3) 公務員(組合員)として勤務されている場合は、計算された停止額の他に職域年金相当部分の全額も停止される予定です。また、計算の結果が「年金」と同額または上回る場合は、加給年金額も停止されます。

(注4) 65歳以上の在職老齢年金についても、10%配慮措置が設けられる予定です。

停止額は、12月支給分(平成27年10・11月分)から変更になります。実際の停止額等につきましては、12月中旬にお知らせします。

65歳未満で退職共済年金や 老齢厚生年金を受給されている方が、 雇用保険法の給付を受けると、 年金の一部が停止されます

勤務先を退職された方

失業給付との調整

65歳になるまでの退職共済年金・老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申込みをすると、実際に失業給付(雇用保険法による基本手当)を受けたかどうかにかかわらず、一定の間、退職共済年金(職域年金相当部分を除きます。)と老齢厚生年金が停止されます。

ご注意

失業給付の額が年金額を下回っていた場合でも差額は受けられません。ハローワークで求職の申込みをする前に、基本手当の額を試算し、退職共済年金と老齢厚生年金の合計額と比較のうえ、有利な方を選択するようにしてください。

一言アドバイス

65歳以上の方は、ハローワークから支給される給付金を受給されたとしても、年金の支給は停止されません。



厚生年金保険に加入中の方

高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付(※)を受けている方が同時に特別支給の老齢厚生年金を受ける場合は、在職による年金の支給停止に加えて、年金の一部が停止される場合があります。

なお、停止額は最高で標準報酬月額6%相当額となります。

※高年齢雇用継続給付とは、雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金、船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金を指し、原則、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金が60歳到達時と比べて75%未満となった方を対象に支給されるものです(なお、公務員は原則雇用保険に加入できません。)

一元化による変更点

平成27年10月以降、在職老齢年金の計算方法が退職共済年金と老齢厚生年金を合わせて計算する方法に変更されることに伴い、老齢厚生年金が高年齢雇用継続給付との調整で一部停止されている方は、停止額に厚生年金と共済年金の合計額に対するそれぞれの額の占める割合を乗じて得た額をそれぞれ停止されることになる予定です。

現在の制度は、退職共済年金の受給者が高年齢雇用継続給付を受けている場合、共済の組合員である場合に限り、退職共済年金の一部が停止されていましたが、平成27年10月以降、厚生年金保険の被保険者である場合も年金の一部が停止されることとなります。該当される方は、在職老齢年金の計算の際に、配慮措置の「現在の制度の停止計算式による停止額」に高齢者雇用継続給付による停止額を含めて計算される予定です。

12月の送付物の 変更について

これまで、当組合から年金受給者の皆様に対し、12月に年金支払通知書(12月期、2月期及び4月期の3支給期分を表示したもの)等を送付していましたが、次のとおり変更することをお知らせします。



平成27年12月

1 年金支払通知書(封筒)は、送付しません。

今後は被用者年金制度の一元化に伴い、厚生年金と取扱いを合わせるため、年金支払通知書の送付は年1回(6月)とします。

そのため、6月の年金支払通知書を送付した以降、支払額に変更があった場合は改めて送付します。

(注)次に該当する場合は、年金支払通知書の送付を省略します。

- 平成28年2月期の支払額が、12月期までの支払額の計算時に切り捨てた円位未満の端数を上乗せしたことに伴う変動のみである場合
- 平成28年4月期の支払額が、2月期に上乗せした端数がなくなったことに伴う変動のみである場合

2 退職給付の年金受給者の皆様に対する「平成27年分の公的年金等の源泉徴収票」の送付時期は、平成28年1月に変更します。

また、扶養親族等申告書の申告内容確認書の送付を廃止します。

平成28年1月

1 退職給付の年金受給者の皆様に対し、平成27年分の公的年金等の源泉徴収票を送付します。

あわせて、「年金受給者だより」等を同封します。

2 障害給付及び遺族給付の年金受給者の皆様に対し、「年金受給者だより」等を送付します。

